

国立大学法人東北大学旅費細則

平成20年9月29日

副学長（総務・財務・新キャンパス担当） 裁定

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
 - 第2章 内国旅行の旅費（第11条—第18条）
 - 第3章 外国旅行の旅費（第19条—第27条）
 - 第4章 雑則（第28条—第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、国立大学法人東北大学旅費規程（平成20年規第133号。以下「旅費規程」という。）第6条第3項、第11条、第12条及び第15条の規定に基づき、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）並びに職員等以外の者への旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（旅行計画書）

第2条 旅行計画書の記載事項及び様式は、別記様式第1号のとおりとする。

（旅行報告書及び旅費精算書）

第3条 旅行報告書及び旅費精算書の記載事項及び様式は、別記様式第2号のとおりとする。

（旅行を証明するための書類）

第4条 旅行を証明するための書類は、別表第1のとおりとする。

（旅費計算書）

第5条 旅費計算書の記載事項及び様式は、別記様式第3号のとおりとする。

（旅行計画の取消し等に係る旅費支給）

第6条 旅費規程第3条第5項に規定する旅費として支給できるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行についてこの細則により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- 二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの細則により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額
- 三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行についてこの細則により支給を受けることができた額の範囲内の額

2 旅費規程第3条第6項に規定する旅費として支給できるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行

について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの細則により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額（居住地等からの旅行）

第7条 在勤地（勤務地が所在する市町村及び特別区をいう。以下同じ。）又は出張地（本邦にあっては出張の目的地の存する市町村及び特別区をいい、外国にあってはこれに準ずる地域又は国をいう。以下同じ。）以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

（定額を異にする日当等の取扱い）

第8条 一日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。

（滞在日数による日当等の取扱い）

第9条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（職員等以外の者の取扱い）

第10条 職員等以外の者に別表第2、別表第3、別表第6及び別表第7を適用する場合の取扱いは、別に定めるところによる。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）

第11条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表第2による区分及び路程に応じた旅客運賃及び料金等とする。

（日当、宿泊料及び食卓料）

第12条 日当及び宿泊料は、別表第3による旅行中の日数及び夜数に応じた額、食卓料は、同表による水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じた額とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

3 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

（移転料）

第13条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、旧在勤地から新在勤地までの路程

に応じた別表第4に掲げる定額とする。

- 2 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。
- 3 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内（業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を受けたときは、旅行命令権者の認めた期間内）に扶養親族を移転する場合には、前項に規定する額に相当する額とする。
- 4 前項の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の額が職員等が赴任した際の移転料の額と異なるときは、前項の額は、扶養親族を移転した際における移転料の額を基礎として計算する。
- 5 前各項において、赴任に伴う実際の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その実際の路程に応じた別表第4の移転料の定額とする。

（着後手当）

第14条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、第12条第1項に規定する日当及び宿泊料の2日分及び2夜分に相当する額とする。

（扶養親族移転料）

第15条 扶養親族移転料は、赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際の年齢に従い、別表第5に掲げる額の合計額とする。

- 2 前項の規定に該当する場合を除くほか、第13条第3項の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住居から新住居までの旅行については、前項の規定に準じて計算した額とする。ただし、前項の規定により支給できる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前項の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。
- 3 前二項の規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 職員等が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、第1項の規定を適用する。

（在勤地内旅行の旅費等）

第16条 在勤地内及び在勤地以外の同一地域内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に規定する旅費を支給する。

- 一 一日を超えない旅行の場合には、鉄道賃、船賃又は車賃
- 二 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊をする場合には、鉄道賃、船賃、車賃又は宿泊料

（退職者等の旅費）

第17条 旅費規程第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- 一 職員等が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなし、前号の規定に準じて計算した旅費

（遺族の旅費）

第18条 旅費規程第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員等が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員等が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費規程第2条第1項第7号に規定する順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 旅費規程第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第15条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員等が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃）

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、別表第6による区分及び路程に応じた旅客運賃及び料金等とする。

（日当、宿泊料及び食卓料）

第20条 日当及び宿泊料は、別表第7による旅行中の日数及び夜数に応じた額、食卓料は、同表による水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じた額とする。

2 寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の10分の7に相当する額とする。

3 第12条第2項の規定は、第1項の宿泊料について準用する。

4 第12条第3項の規定は、第1項の食卓料について準用する。

（移転料）

第21条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第8に定める定額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、別表第8に掲げる定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

二 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合には、その運賃の額を参酌して、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）に、水路が含まれる場合にあっては、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積み込みに利用する港が、別表第9の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合には、同表の右欄に掲げる割合を定額に乗じて得た額を加算した額とし、陸路が含まれる場合にあっては、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路について、別表第10の左欄に掲げる距離に応じた同表の右欄に掲げる割合を定額に乗じて得た額を加算した額とする。

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額とする。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前二項の規定による移転料の額の計算について準用する。
（着後手当）

第22条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、移転した地の存する地域の区分に応じた第20条第1項に規定する日当及び宿泊料の10日分及び10夜分の額とする。

（扶養親族移転料）

第23条 扶養親族移転料は、職員等が赴任のときに扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧勤務地から新勤務地まで随伴する場合に、その随伴する扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、別表第11に掲げる額の合計額による。

2 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

（旅行雑費）

第24条 旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、旅客サービス施設使用料並びに海外旅行保険料の実費額による。

（退職者等の旅費）

第25条 旅費規程第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員等が外国出張中に退職等となった場合には、退職等の日又は退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じ退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員等が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じて計算した退職等となった日にいた地又は退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

（死亡手当）

第26条 旅費規程第3条第2項第5号の規定により支給する死亡手当は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員等が外国出張又は赴任中に死亡した場合において、死亡地が本邦以外の場合には、別表第12に掲げる定額

二 職員等が外国出張中に死亡した場合において、死亡地が本邦である場合には、第18条第1項第1号の規定に準じて計算した額

三 職員等が外国から赴任中に死亡した場合において、死亡地が本邦である場合には、第18条第1項第2号の規定に準じて計算した額

2 第18条第2項の規定は、遺族の前項に規定する旅費の支給について準用する。

(本邦通過の場合の旅費)

第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第15条第1項の規定の適用については、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

第4章 雑則

(旅費の調整等)

第28条 旅費規程第11条に規定する旅費の調整は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定するところによる。

一 職員等について、旅費の額が異なることとなる発令がさかのぼってなされた場合において、その職員等が発令の日以降に行った旅行に対して既に支給された旅費については、その発令に伴う旅費の増額又は減額は行わない。

二 旅費の全部又は一部が本学以外の者から旅行者に対して支給される場合には、その旅行者に対して旅費の全額又は一部を支給しない。

三 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を利用する場合その他正規の旅費に満たない額で旅行することができる場合には、当該旅行の実状に応じ、正規の旅費のうちの鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料又は食卓料の全額又は一部を支給しない。

四 鉄道旅行又は水路旅行の場合において、当該旅行の目的又は緩急の度合いにより正規の旅費の鉄道賃又は船賃の額のうち所定の運賃、特別急行料金、急行料金、座席指定料金、特別車両料金、寝台料金又は特別船室料金を支給する必要がない場合には、これを支給しない。

五 職員等が旅行中に業務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、正規の日当及び宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該医療中の日当及び宿泊料の2分の1に相当する額は、これを支給しない。

(旅費の特例)

第29条 旅費規程第12条に規定する旅費で次の各号に定めるものは、旅行命令権者の承認を得て、当該各号に掲げる範囲の旅費を支給することができる。

一 役員、副学長又は特定部局長（各研究科長、各附置研究所長及び病院長をいう。以下同じ。）に随行する旅行で、業務上の必要から役員、副学長又は特定部局長と同一の交通機関又は宿泊施設を利用しなければならない場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料について、役員、副学長又は特定部局長の区分により計算した額の旅費

二 国、外国の政府等（以下「国等」という。）が主催する会議等で本学の業務の円滑な運営に特に資すると判断される出張のうち、この細則における旅費の支給の範囲及び金額を超えることとなる交通機関又は宿泊施設の利用を国等から要請され、かつ、他に代替する交通機関又は宿泊施設がない場合には、その超えることとなる交通機関又は宿泊施設に係る実費額を、それぞれ鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料として計算した額の旅費

三 外国に居住する職員等以外の者を日本に招へいする場合は、別表第7に定める乙地方の区分により計算した額の旅費

四 前三号に定めるもののほか、業務の都合、現地の事情その他やむを得ない事情により、この細則における旅費の支給金額を超えることとなる宿泊施設を利用しなければならない場合には、その超えることとなる宿泊施設に係る実費額を宿泊料として計算した額の旅費

2 前項に定めるもののほか、この細則に定める旅費の支給の範囲及び金額を超える経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、国立大学法人東北大学会計規程（平成16年規第77号）第4条第2項に規定する財務総括責任者の承認を得て、これを支給することができる。

（雑則）

第30条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に発せられた旅行命令等による旅行又は承認された旅行から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に発せられた旅行命令等による旅行又は承認された旅行から適用する。

附 則

この細則は、平成27年9月7日から施行し、同日以後に発せられた旅行命令等による旅行又は承認された旅行から適用する。

附 則

この細則は、平成28年3月31日から施行し、改正後の別記様式第1号の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成28年6月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年1月11日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年7月13日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年10月1日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成31年1月1日から施行し、改正後の第1条の2の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和元年6月5日から施行し、第1条の2を削る改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分		必要な書類
内国旅行	鉄道賃 船賃	・領収証書（時刻表等で金額が確認できる場合は省略することができる。）
	航空賃	・領収証書（旅行期間・利用区間等の記載されたもの）又は搭乗券の写し
	車賃	・領収証書 ・申立書（タクシー等の乗合以外の交通手段を利用した場合に限る。）
	概算払時	・見積書
外国旅行	鉄道賃 船賃 航空賃 旅行雑費	・領収証書（鉄道賃、船賃、航空賃の場合には、旅行計画書上の経路に係る運賃の等級及び額を証明できる書類）
	車賃	・領収証書 ・申立書（タクシー等の乗合以外の交通手段を利用した場合に限る。）
	概算払時	・見積書
赴任旅行	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃 旅行雑費	・着任届（写） ・国内の移動については内国旅行に、国外の移動については外国旅行に、それぞれ準ずる書類
遺族の旅費	鉄道賃 船賃 航空賃 車賃 旅行雑費	・申立書 ・その他内国旅行に準ずる書類
外国出張又は赴任中の死亡による旅費	死亡手当	・申立書
旅行変更等による損失の場合	鉄道賃 船賃 航空賃	・申立書 ・証明書
事故等による喪失の場合	車賃 旅行雑費	

別表第2（第11条関係）

内国旅行における鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

区分			役員 副学長 特定部局長	教授 准教授 部長相当	その他の職員	その他
鉄道賃			乗車に要する運賃			
			特別急行料金（特別急行列車が運行する線路による旅行で片道100km以上）			
			急行料金（普通急行列車が運行する線路による旅行で片道50km以上）			
			座席指定料金 （特別急行列車又は普通急行列車が運行する線路による旅行で片道100km以上）			
			特別車両料金（グリーン料金）			
船賃	運賃	3階級	上級の料金	中級の料金	下級の料金	
		2階級	上級の料金	下級の料金		
		区分無	利用に要する料金			
			寝台料金			
			座席指定料金			
			特別船室料金			
航空賃			利用に要する運賃（普通席の料金）			
			座席指定料金			
車賃			利用に要した額 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行の実費を支弁できない場合、全路程を通して1kmにつき37円（1km未満の端数は、これを切り捨てる。）			

備考

- 1 航空賃において、総長及び著名な学識経験者については、特別座席（スーパーシート等）の料金を支給することができる。
- 2 航空賃の座席指定料金とは、格安航空会社等で基本料金に座席の指定・変更料金が含まれない場合に、座席の指定・変更を行うための追加料金をいう。

別表第3（第12条関係）

内国旅行における日当、宿泊料及び食卓料

区分	役員 副学長 特定部局長	教授 准教授 部長相当	その他の職員	その他
日当（1日につき）	3,000円	2,600円	2,200円	1,700円
宿泊料（1夜につき）	14,000円	12,400円	10,300円	8,200円
食卓料（1夜につき）	3,000円	2,600円	2,200円	1,700円

別表第4（第13条関係）

内国旅行における移転料

区分	役員 副学長 特定部局長 教授 准教授 部長相当	その他の職員
鉄道50km未満	126,000円	107,000円
鉄道50km以上100km未満	144,000円	123,000円
鉄道100km以上300km未満	178,000円	152,000円
鉄道300km以上500km未満	220,000円	187,000円
鉄道500km以上1,000km未満	292,000円	248,000円
鉄道1,000km以上1,500km未満	306,000円	261,000円
鉄道1,500km以上2,000km未満	328,000円	279,000円
鉄道2,000km以上	381,000円	324,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第5（第15条関係）

内国旅行における扶養親族移転料

区分	扶養親族（1人につき）		
	12歳以上	6歳以上～12歳未満	6歳未満
鉄道賃及び船賃	全額		1人…支給しない。 2人…支給しない。 3人…3人目から1人につき全額
車賃	全額		
航空賃	全額		
日当、宿泊料及び食卓料	3分の2	3分の1	3分の1
着後手当	3分の2	3分の1	3分の1

備考 鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃については、職員の旅費額を上限として、現に要した金額を支給する。

別表第6（第19条関係）

外国旅行における鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

区分			役員 副学長 特定部局長	教授 准教授 部長相当	その他の職員	その他	
鉄 道 賃	運賃の等級が2階級以上に区分	3階級	最上級		最上級の直近下位の級		
		2階級	最上級				
	階級無		乗車に要する運賃				
			座席料金				
			急行料金・寝台料金				
船 賃	運賃の等級が2階級以上に区分	4階級以上	最上級の直近下位の級		左欄に規定する級の直近下位の級	左欄に規定する級の直近下位の級	
		3階級	中級		下級		
		2階級	下級				
	階級無		乗船に要する運賃				
			特別船室料金				
		寝台料金					
航 空 賃	運賃の等級が2階級以上に区分	3階級以上	最上級直近下位の級		左欄に規定する級の直近下位の級		
		2階級	上級		下級		
	階級無		利用に要する運賃				
			座席料金				
			座席指定料金				
車賃			利用に要する額				

備考

- 1 航空賃において、総長及び著名な学識経験者については、最上級の区分の航空賃によることができる。
- 2 航空賃において、その他の職員に区分される職員のうち別に定める職員が別に定めるところにより利用する場合には、最上級直近下位の級又は上級の区分の航空賃によることができる。
- 3 航空賃の座席指定料金とは、格安航空会社等で基本料金に座席の指定・変更料金が含まれない場合に、座席の指定・変更を行うための追加料金をいう。

別表第7（第20条関係）

外国旅行における日当、宿泊料及び食卓料

区分		役員 副学長 特定部局長	教授 准教授 部長相当	その他の職員	その他
日当（1 日につ き）	指定都市	8,300円	7,200円	6,200円	5,300円
	甲地方	7,000円	6,200円	5,200円	4,400円
	乙地方	5,600円	5,000円	4,200円	3,600円
宿泊料 （1夜に つき）	指定都市	25,700円	22,500円	19,300円	16,100円
	甲地方	21,500円	18,800円	16,100円	13,400円
	乙地方	17,200円	15,100円	12,900円	10,800円
食卓料（1夜につき）		7,700円	6,700円	5,800円	4,800円

備考

- 1 指定都市とは、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域をいう。
- 2 北米地域、欧州地域及び中近東地域とは、次に掲げる地域をいう。
 - イ 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）
 - ロ 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
 - ハ 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ
- 3 甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域の指定都市以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域をいう。
- 4 乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 5 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。

別表第8（第21条関係）

外国旅行における移転料

区分	役員 副学長 特定部局長 教授 准教授 部長相当	その他の職員
鉄道100km未満	141,000円	116,000円
鉄道100km以上500km未満	188,000円	154,000円
鉄道500km以上1,000km未満	269,000円	220,000円
鉄道1,000km以上1,500km未満	338,000円	276,000円
鉄道1,500km以上2,000km未満	425,000円	348,000円
鉄道2,000km以上5,000km未満	521,000円	428,000円
鉄道5,000km以上10,000km未満	575,000円	471,000円
鉄道10,000km以上15,000km未満	628,000円	514,000円
鉄道15,000km以上20,000km未満	680,000円	556,000円
鉄道20,000km以上	734,000円	601,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

別表第9（第21条関係）

水路加算

地域	港	割合
北アメリカ諸国の東海岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国の西海岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	100分の45
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、プンタレナス及びコロロン	100分の20
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープランス及びサントドミンゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アスンシオン及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	100分の20

別表第10（第21条関係）

陸路加算

距離	割合
100km以上300km未満	100分の15
300km以上500km未満	100分の20
500km以上1,000km未満	100分の25
1,000km以上2,000km未満	100分の30
2,000km以上	100分の35

別表第11（第23条関係）

外国旅行における扶養親族移転料

区分	扶養親族（1人につき）	
	12歳以上	12歳未満の子
鉄道賃、船賃及び車賃	全額	全額
航空賃	全額	全額
旅行雑費	全額	全額
日当、宿泊料及び食卓料	3分の2	3分の1
着後手当	3分の2	3分の1

備考 鉄道賃、船賃、車賃及び航空賃については、職員等の旅費額を上限として、現に要した金額を支給する。

別表第12（第26条関係）

死亡手当

区分	役員 副学長 特定部局長	教授 准教授 部長相当	その他の職員
死亡手当	464,000円	416,000円	320,000円